

## 秋田県告示第356号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定し、令和6年8月6日から施行する。

令和6年8月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 指定する区域  
仙北郡美郷町金沢字長岡森8番1、8番8、296番3、307番3、308番3及び313番並びに字新屋敷91番3及び92番11の各一部（別紙図面のとおりに。）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

備考 「別紙図面」は、省略し、秋田県生活環境部環境管理課及び秋田県仙北地域振興局福祉環境部に備え置いて縦覧に供する。